

三重県登録喀痰吸引等事業者等登録申請実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第48条の3第1項の規定による喀痰吸引等の業務又は附則第20条第1項の規定による特定行為の業務を行う事業所の登録について、法、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。)、並びに「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(登録の申請)

第2条 法第48条の3第2項又は法附則第20条第2項の規定による申請をしようとする者は、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書」(様式1-1)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」(様式1-2)
- (2) 「社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書」(様式1-3)
- (3) 「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類」(様式1-4)
- (4) 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (5) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- (6) 登録喀痰吸引等事業者の登録申請の場合は、「研修講師一覧表」(様式1-5)および実地研修の実施に関わる資料

(登録)

第3条 知事は、前条の規定により登録を申請した者が、法第48条の5第1項に掲げる要件のすべてに適合し、法第48条の4の各号いずれにも該当しないときは、法第48条の5の規定に基づき「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録簿」(様式2)により登録し、登録した旨を申請者に通知する。

(追加登録の申請)

第4条 前条の規定により喀痰吸引等業務の登録又は特定行為業務の登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)」という。)であって、喀痰吸引等の行為又は法附則第3条の特定行為の追加にかかる登録の申請をしようとする者は、法第48条の3第1項及び第2項又は法附則第20条の規定に基づき、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)追加登録申請書」(様式3-1)により知事に提出するものとする。

(変更登録の届出)

第5条 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)は、法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、同項第4号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書」(様式3-2)を、法第48条の6第1項の規定に基づき、知事に提出しなければならない。

- 2 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)が喀痰吸引等(特定行為)業務を行う必要がなくなったときは、法第48条の6第2項の規定に基づき、登録を辞退する日の一月前ま

で「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞届出書」（様式3-3）を知事に提出しなければならない。

（登録喀痰吸引等事業者における実地研修の実施）

第6条 登録喀痰吸引等事業者が省令第26条の3第2項第2号の規定による実地研修を行った場合は、同号イの審査により実地研修において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる介護福祉士に「修了証明書」（様式1-6）を交付しなければならない。

- 2 前項の規定による実地研修を行った事業者は、毎年度3月末までの間の実地研修修了証明書の交付の状況について、当該月の翌月の4月末日までに「喀痰吸引等研修実施結果報告書」（様式1-7）および「実地研修修了者管理簿」（様式1-8）を知事に提出しなければならない。

（事業者の登録の取消し等）

第7条 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法第48条の7の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等（特定行為）業務の停止を命ずることができる。

- （1）法第48条の4各号（第3号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき
- （2）法第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき
- （3）法第48条の6第1項による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- （4）虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

- 2 前項の命令について、知事は事業者に通知する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。